

# 社会保険の基礎知識

## 7. 労働保険の基礎 ～労災保険と雇用保険～

2026年7月

ドリームサポート社会保険労務士法人



ドリームサポート  
社会保険労務士法人

# 労災保険の基礎知識

# 労働保険

## 労災保険（労働者災害補償保険）

- 業務災害や通勤災害に対して、国が事業主に代わって保険給付を行うことで労働者を保護する制度。
- 事業主は故意・過失に関係なく業務上の災害に対して補償義務があるが、一度に多額補償は困難。これを「保険」の仕組みで実現している。

# 適用事業

## 強制適用事業

労働者を1人でも使用する事業で、企業単位ではなく、組織として独立性を持つ事業（本社、支社、工場等）を単位として適用される

## 適用除外

- ①国の直営事業（現在、該当なし）
- ②官公署の事業（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く）
- ③行政執行法人の職員

## 暫定任意 適用事業

個人経営の農林水産業（常時5人未満）

# Q&A



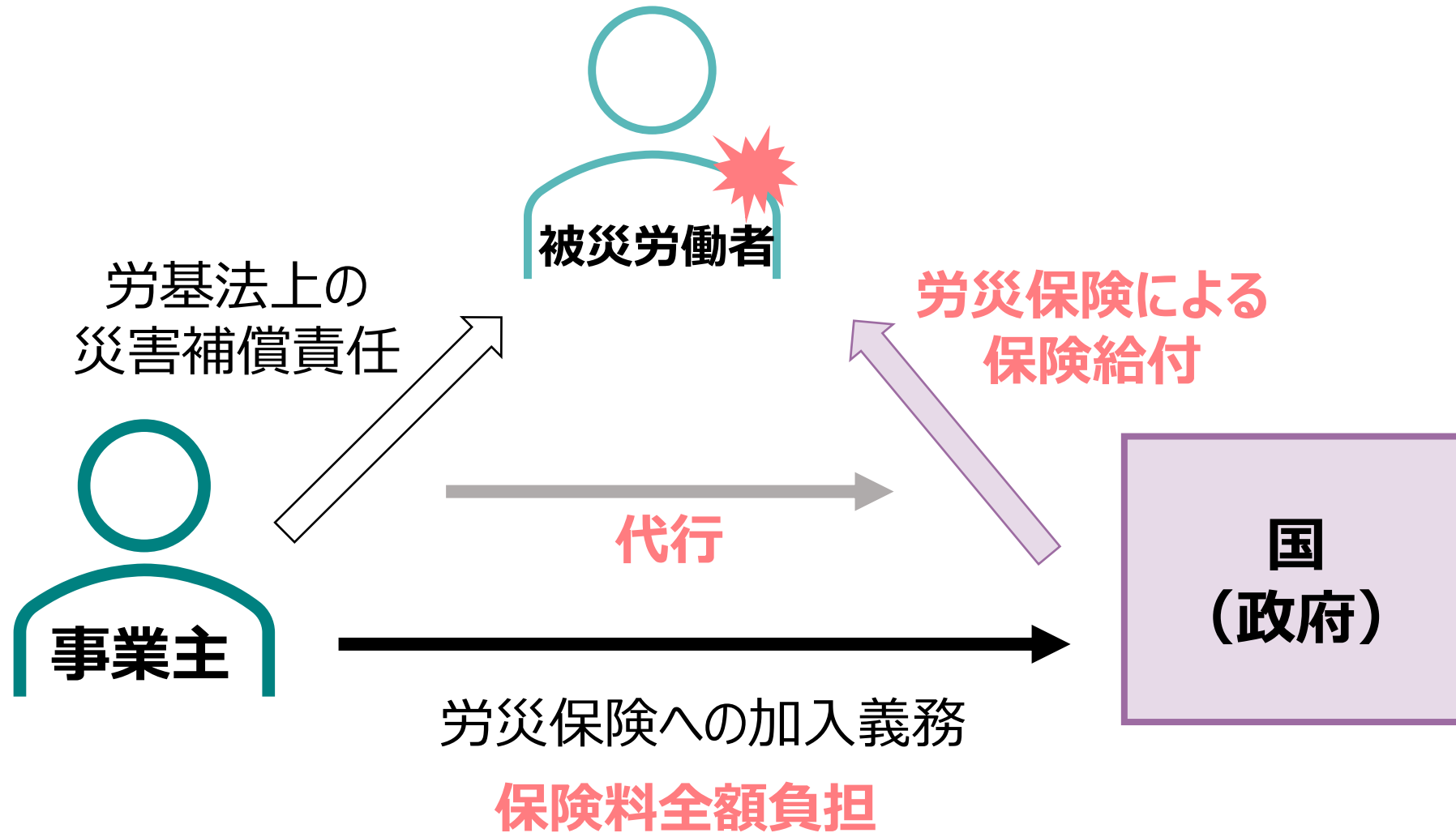
労災保険の未届出の事業で業務災害にあった労働者は、保険給付を受けることができないのでしょうか？

## 回答

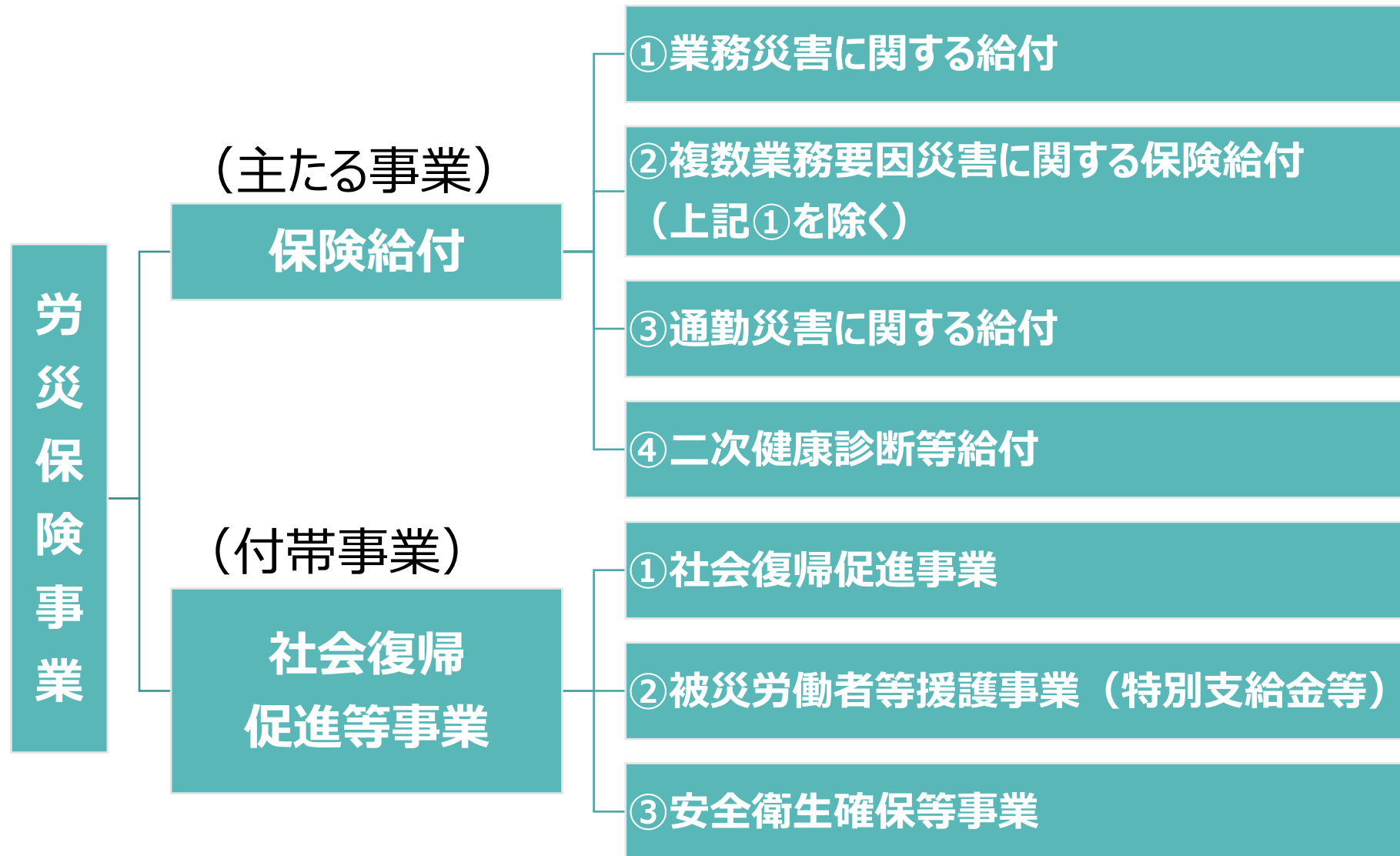


- 法定の要件を満たした事業は、**当然に労災保険の適用を受ける**ので、事業主が届出（保険関係成立届）を怠っていても、業務災害にあった労働者は、**保険給付を受けることができます**。
- 事業主からペナルティーとして一定の費用が徴収されることがあります。

# 労災保険の全体像



# 労災保険事業の全体像



# 業務災害と認定基準

## ●業務災害

労働者の業務上の負傷、疾病、障害または死亡をいう

- 業務上とは、業務が原因となったことを指し、業務と災害との間に一定の因果関係（相当因果関係）が存在することという・・・業務起因性

## ●認定基準

下記、①を満たした上で、②を満たすことが必要

①業務遂行性：災害発生時に、労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にあること

②業務起因性：その災害が業務に起因して発生したものであること

# 業務上認定の具体的判断（１）

## ●事業主の支配・管理下で業務に従事している場合

所定労働時間内や残業時間内に事業場施設内において業務に従事している場合

⇒業務上と認められる

### 例外

- ① 労働者が就業中に私用（私的行為）を行い、または業務を逸脱する恣意的行為をしていて、それが原因となって災害が発生した場合
- ② 労働者が故意に災害が発生させた場合
- ③ 労働者が個人的な恨みなどにより、第三者から暴行を受けて被災した場合
- ④ 地震、台風など天災地変によって被災した場合（ただし、事業場の立地条件や作業条件・作業環境などにより、天災地変に際して災害を被りやすい業務の事情があるときは、業務災害と認められることがある）

## 業務上認定の具体的判断（２）

### ●事業主の支配・管理下にあるが業務に従事していない場合

昼休みや就業時間前後に事業場施設内にいて業務に従事していない場合

⇒私的な行為によって発生した災害は業務上と認められない

### 例外

- ①事業場の施設・設備や管理状況などが原因で災害が発生した場合
- ② 就業中であれば業務に付随する行為と考えられる行為（生理的行為等）に際して災害が発生した場合

## 業務上認定の具体的判断（3）

### ●事業主の支配下にあるが、管理下を離れて業務に従事している場合

出張や社用での外出などにより事業場施設外で業務に従事している場合

⇒積極的な私的行為を行うなど特別の事情がない限り、業務上と認められる

#### 例外

出張中に、私用でイベントに参加し、帰る途中で交通事故に遭い、死亡した場合

# 業務上の疾病

## ●業務上の疾病

事業主の支配下にある状態において有害因子にさらされたことによって発症した疾病をいう

一般的に、労働者に発症した疾病について、次の①～③が満たされる場合には、原則として業務上疾病と認められる

①労働の場に有害因子が存在していること

②健康障害を起こしうるほどの有害因子にさらされたこと

③発症の経過および病態が医学的にみて妥当であること

# 心理的負荷による精神障害の認定基準（うつ病等の精神障害）

次の①～③のいずれの要件も満たす場合は、業務上の疾病として取り扱われる

## ①うつ病などの精神障害（対象疾病※）を発症していること

※国際統計分類で「精神及び行動の障害」に分類される精神障害であって、器質性のもの及び有害物資に起因するものを除く

## ②対象疾病の発症前おおむね 6 カ月間の間に、業務による強い心理的負荷が認められること

## ③業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと

# 通勤災害

## ●通勤災害

労働者の通勤による負傷、疾病、障害または死亡をいう

- 通勤によるとは、通勤に通常伴う危険が具体化したこと
- 通勤による疾病の範囲は、次の①または②に該当する疾病

- ①通勤による負傷に起因する疾病
- ②その他、通勤に起因することの明らかな疾病

具体的な疾病名  
の規定はない

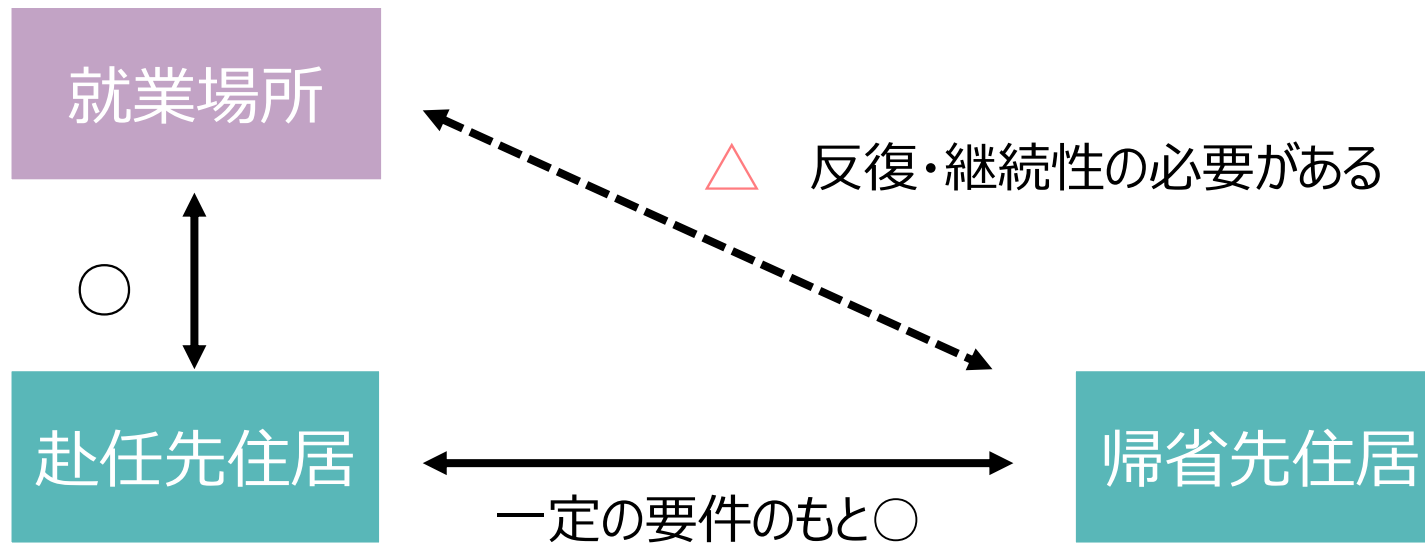
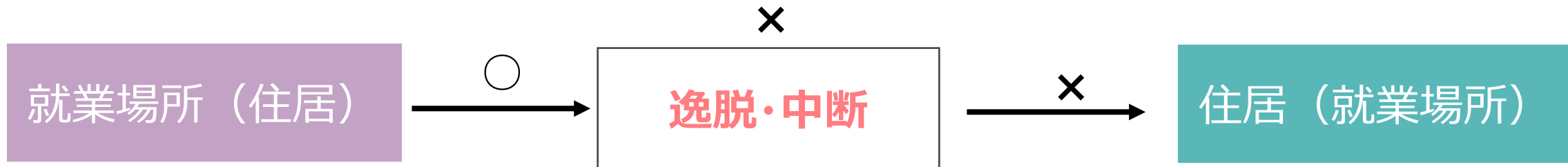
# 通勤とは

就業に関し、

- ① **住居と就業の場所との間の往復**
- ② **就業の場所から他の就業の場所への移動**
- ③ **単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動**  
を、**合理的な経路および方法**で行うことをいい、**業務の性質を有するものを除く**
  - 住居とは、本人の就業のための拠点となっているところ
  - 移動行為が**業務と密接な関連をもって行われる**ことが必要
  - 一般的に労働者が用いる経路や手段であればよい
  - 休日や休暇中に会社から呼び出しを受け、予定外に緊急出勤する場合は業務災害になる

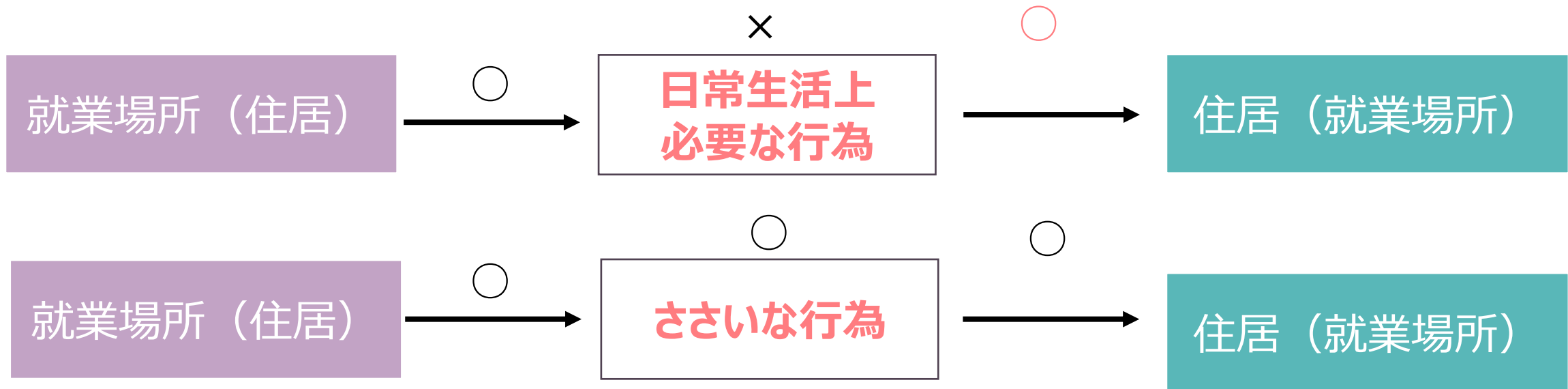
# 通勤と認められるかどうか

○……通勤と認められるもの    ×……通勤と認められないもの



# 通勤と認められるかどうか

○……通勤と認められるもの    ×……通勤と認められないもの



## 日常生活上必要な行為

- ① 日用品の購入その他これに準ずる行為
- ② 職業訓練、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- ③ 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- ④ 病院または診療所において診察または治療を受けること、その他これに準ずる行為
- ⑤ 要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹並びに配偶者の父母の介護（継続的にまたは反復して行われるものに限る）

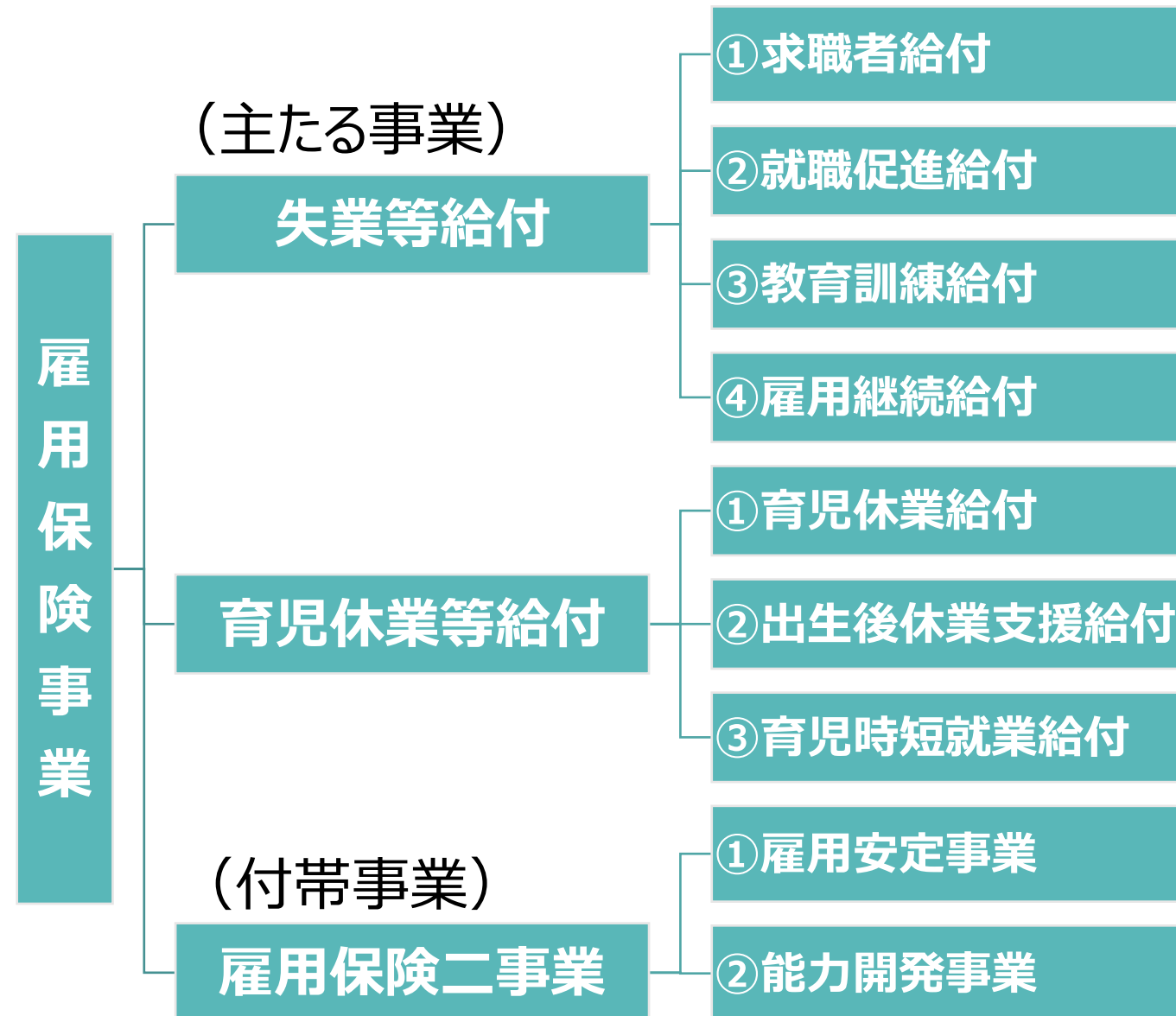
## 雇用保険の基礎知識

# 労働保険

## 雇用保険

- 労働者が失業した場合に、生活の安定を図り、再就職を容易にするための保険給付を行う制度。
- 高齢者や育児・介護の事情で労働に制約がかかるときの生活の安定を図る仕組みもある。
- 職業に関する教育訓練を受けたときの給付がある。

# 雇用保険事業の全体像



# 雇用保険の被保険者

|                             | 年齢    | 労働時間    | 雇用期間  |
|-----------------------------|-------|---------|-------|
| ①一般被保険者                     | 65歳未満 | 週20時間以上 | 31日以上 |
| ②高年齢被保険者                    | 65歳以上 |         |       |
| ③短期雇用特例被保険者<br>(季節的に雇用される者) | 不問    | 週30時間以上 | 4ヵ月超  |
| ④日雇労働被保険者                   | 不問    | 不問      | 30日以内 |

## 特例

次の①～③のいずれにも該当する者が申し出ると、高年齢被保険者となることができる  
⇒**マルチジョブホルダー被保険者（特例高年齢被保険者）**

- ①複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- ②2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ③2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること

# 雇用保険の主な届出一覧

| 事業主・事業所に関する届出の種類                           | 提出期限                                |
|--------------------------------------------|-------------------------------------|
| ①適用事業所設置届<br>(適用事業を開始したとき、適用事業に該当したとき)     | 設置・廃止・変更があった日の翌日から起算して <b>10日以内</b> |
| ②適用事業所廃止届<br>(事業を廃止したとき、又は被保険者を雇用しなくなったとき) |                                     |
| ③事業主事業所各種変更届<br>(事業主の名称又は所在地等に変更があったとき)    |                                     |
| 被保険者に関する届出の種類                              | 提出期限                                |
| ①被保険者資格取得届                                 | その月の <b>翌月10日まで</b>                 |
| ②被保険者転勤届                                   | その事実があった日の翌日から起算して<br><b>10日以内</b>  |
| ③被保険者資喪失得届                                 |                                     |
| ④個人番号登録届                                   | 期間の定めなし                             |
| ⑤個人番号変更届                                   | <b>速やかに</b>                         |